

大分県建設産業就労環境改善・情報発信支援事業実施要領

平成30年4月26日伺定

令和 2年4月 1日改正

令和 3年4月 1日改正

1 目的

この事業は、建設業者等が行う就労環境の改善等に寄与する取組みに対し、その経費の一部を助成することにより、若手技術者や女性等の入職や定着の促進を図ることを目的とする。

2 用語の定義

この要領における、用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 「建設コンサルタント業務等」とは、大分県が発注する測量等の契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の時期等（昭和60年3月1日大分県告示第235号）において資格を認定する、測量、地質調査、建設コンサルタント業務等のことをいう。

3 対象事業者

この事業の対象事業者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 大分県内に主たる営業所を有すること。
- (2) 次の①、②のいずれかに該当する者であること。
 - ① 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に規定する会社であること。
 - ② 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項各号に規定する中小企業団体であること。
- (3) 次の①、②のいずれかに該当する者であること。
 - ① 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づく許可を有すること。
 - ② 建設コンサルタント業務等（測量業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務に限る。）に係る入札参加資格を有すること。
- (4) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者でないこと。

4 事業内容

- (1) 別表に掲げる就労環境改善等の取組に係る経費に対する補助を希望する者は、次の書類を知事あてに提出するものとする。
 - ① 実施計画書（様式1）
 - ② 建設業許可通知書（写し）又は大分県競争入札参加資格通知書（写し）
 - ③ その他必要に応じて取組内容を説明する書類
- (2) 知事は、前号の規定により提出があった場合は、その都度、支援の適否を判断し、その旨及び補助内示額を提出者あて通知するものとする。

(3) 前号の規定により「適」の通知を受けた後、事業の延期又は中止等をする場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

5 県の助成

知事は、当該年度の予算の範囲内において、上記3により採択された事業について、別に定める大分県建設産業就労環境改善・情報発信支援事業費補助金交付要綱により助成するものとする。

(附則)

この実施要領は、平成30年度の予算に係る大分県建設産業就労環境改善・情報発信支援事業から適用する。

(附則)

改正実施要領は、令和2年度の予算に係る大分県建設産業就労環境改善・情報発信支援事業から適用する。

(附則)

改正実施要領は、令和3年度の予算に係る大分県建設産業就労環境改善・情報発信支援事業から適用する。

別表

補助対象となる就労環境改善等の取組
①ハードコース 県内の本社・営業所・支店（現場事務所や現場休憩所は除く）における、就労環境改善のための設備等の改善等（シャワー、女性用トイレ、更衣室などの設備の整備又は改修等）
②ソフトコース 就労環境改善のための就業規則の整備、見直し等（育児休業制度や退職金規程等の導入のための就業規則の見直し等）
③情報発信コース 就労環境改善の取組を行っている企業が実施する、自社情報の発信のための取組（ホームページ作成又は改修、パンフレット作成、CM作成、就職サイト掲載等）